

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

|    |   |                |  |                            |
|----|---|----------------|--|----------------------------|
| 規則 | ○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則       | 三五             | ○申請があった件三件<br>○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件<br>○福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を行う件<br>○公共測量の実施について通知があった件<br>○建設業法の規定により建設業の営業の停止を命じた件 | 三六<br>三六<br>三六<br>三六<br>三六 |
| 公告 | ○専決処分した予算の要領を公表する件<br>○一般競争入札を行う件<br>○特定非営利活動法人の設立の認証 | 三五<br>三五<br>三五 | ○平成十九年三月三十日付け号外第二十七号中<br>○平成十九年五月一日付け定例第八百七十一号中  | 三三<br>三三<br>三三             |

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第四十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三あぶくま信用金庫の項中「東支店」の下に、「東支店北原出張所」を加える。

## 附 則

この規則は、平成十九年五月十三日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

## 公 告

### 公告第二百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定により、平成十九年四月十一日専決処分した平成十九年度の福島県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成19年度福島県一般会計補正予算(第1号)  
平成19年度福島県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ851,743,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位千円)

| 款       | 項       | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|---------|---------|-------------|---------|-------------|
| 9 国庫支出金 | 2 国庫補助金 | 105,261,947 | 358,668 | 105,620,615 |
| 12 繰入金  |         | 34,838,232  | 196,187 | 35,034,419  |
|         | 2 基金繰入金 | 30,794,440  | 196,187 | 30,990,627  |
| 歳入      | 合計      | 851,188,674 | 554,855 | 851,743,529 |

歳 出

(単位千円)

| 款        | 項     | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|----------|-------|-------------|---------|-------------|
| 6 農林水産業費 | 4 林業費 | 71,738,352  | 554,855 | 72,293,207  |
|          |       | 17,837,807  | 554,855 | 18,392,662  |
| 歳出合計     |       | 851,188,674 | 554,855 | 851,743,529 |

(財務領域総務予算グループ)

公告第二百六十一号

県有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十年福島県規則第十七号) 第二百四十六条第一項の規定に基づき公告する。

平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する財産  
土地

| 所在地                         | 地目等      | 地積(㎡)              |
|-----------------------------|----------|--------------------|
| 1 会津若松市山鹿町二二二番              | 宅地       | 四二〇・二〇             |
| 2 耶麻郡猪苗代町字新町四九三九番一          | 宅地       | 一五六・五四             |
| 3 白河市字仁井町一番五<br>同 市字米村道北六番五 | 宅地<br>宅地 | 一、五五六・三五<br>二四三・〇七 |

二 予定価格

- 一の1の物件 二一、九〇〇、〇〇〇円
- 一の2の物件 四、四八〇、〇〇〇円
- 一の3の物件 一六、二五〇、〇〇〇円

当該入札は、予定価格事前公表対象入札である。

三 入札に参加する者に必要な資格

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当する者で当該各号のいずれかに該当する事実のあった後二年を経過しないもの及びその者を代理人、

四 支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者  
入札参加資格の確認

- 1 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

五 入札参加資格の確認は、一般競争入札参加申込書の提出をもつて行うものとする。

- 1 申込みに必要な書類の配布

(一) 配布期間 平成十九年五月十一日(金) から同年六月一日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。

(二) 配布場所 福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇一八六七 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一―七七)

(三) 配布方法 福島県総務部財務領域公有財産グループにおいて手交する。なお、郵送による配布を希望する場合は、百四十円分の切手を同封して福島県総務部財務領域公有財産グループへ請求すること。

2 契約条項を示す期間及び場所

(一) 期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。

(二) 場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。

3 入札参加資格確認申込みに必要な書類の提出  
受付期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。

(一) 受付場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。  
(二) 提出書類 一般競争入札参加申込書及び関係書類 一式  
(三) その他 書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、平成十九年六月一日(金) までの消印のあるものに限り有効とする。

4 その他  
(一) 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。  
(二) 提出書類は、返却せず、他の用途には使用しない。

六 入札参加資格の確認結果の通知

1 入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知する。  
通知書発送日 平成十九年六月五日(火)

2 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求められることができる。

3 2により説明を求める場合には、平成十九年六月七日(木) までに福島県総務部財務領域公有財産グループ参事に書面を提出しなければならない。

4 3により書面が提出されたときは、平成十九年六月八日(金) に書面により回答を通知するものとする。

七 物件説明会の日時及び場所

- 1 日時 一の1の物件 平成十九年六月十一日(月) 午後一時から  
一の2の物件 平成十九年六月十一日(月) 午後二時から  
一の3の物件 平成十九年六月十二日(火) 午後一時から
- 2 場所 一の1及び2の物件 福島県会津若松合同庁舎本館二階会議室(会津若松市追手町七番五号)

一の3の物件 福島県白河合同庁舎三〇二会議室(白河市昭和町二六九番地)

八 入札の日時及び場所

- 1 日時 一の1の物件 平成十九年六月十五日(金) 午前十一時から(受付は、午前十時三十分から)
- 一の2の物件 平成十九年六月十五日(金) 午後一時三十分から(受付は、午後一時から)
- 一の3の物件 平成十九年六月十八日(月) 午後一時三十分から(受付は、午後一時から)
- 2 場所 一の1及び2の物件 福島県会津若松合同庁舎本館二階会議室(会津若松市追手町七番五号)

一の3の物件 福島県白河合同庁舎三〇二会議室(白河市昭和町二六九番地)

3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格通知書を持参すること。

九 入札方法

- 1 郵送及び電送による入札は、認めない。
- 2 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。
- 3 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

十 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金
  - (一) 入札金額の百万の三以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。
  - (二) 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。
  - (三) 落札者が落札の日から十四日以内に契約しないときは、入札保証金は福島県に帰属する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約の締結の時までに、売買代金の額の百万の五以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。

十一 入札の取りやめ又は延期

入札を取りやめ、又は延期する場合には、福島県報への登載又は福島県庁前掲示場に掲示することにより公告する。

十二 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、

無効とする。

十三 契約の締結

落札者は、落札の日から十四日以内に契約を締結しなければならない。

十四 その他

その他不明な点については、福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七)に照会すること。

(財務領域公有財産グループ)

公告第二百六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年四月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人ゆるり

三 代表者の氏名

鈴木 博之

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市平豊間字塩場一番地の百九十

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域社会で、自立した生活を営んでいくために、必要な支援事業を行い福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第二百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年四月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人真桜会桜の家

三 代表者の氏名

菊地 洋子

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的  
 福島県河沼郡会津坂下町字大道二千三百七十五番地  
 この法人は、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が実りある人生を送るために、仕事を通し、集団生活や社会的自立の訓練を行うとともに、自立した生活や心身の安定を図るための包括的な支援を行い、もって障害者福祉に寄与することを目的とする。  
 (文化領域県民文化グループ)

公告第二百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年四月二十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人まちづくり二本松
- 三 代表者の氏名  
佐藤 明
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県二本松市本町一丁目六十番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、二本松市の中心市街地において、地域の住民や民間事業者等の主体的な参加を得ながらまちづくりに関する取り組みを継続的に進めることにより、まちづくりの推進を図ることを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第二百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年四月二十三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人フー太郎の森基金
- 三 代表者の氏名  
新谷 香織
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市尾浜字南ノ入二百四十一番地の三

五 定款に記載された目的  
 この法人は、エチオピア連邦民主共和国とソマリア、日本において、環境教育、植林、森林保護、水資源開発、生活改善などに関する事業を行ない、地球環境の保全に寄与することを目的とする。  
 (文化領域県民文化グループ)

公告第二百六十六号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定により、平成十九年度前期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。  
 平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 講習の種類、日時及び場所

| 講習種別  | 日 時                         | 場 所   |
|---|-----------------------------|-------|
| 給油取扱所関係   | 平成十九年六月十五日(金)<br>午前九時から正午まで | 南相馬市  |
|   | 同 年六月二十二日(金)<br>午前九時から正午まで  | 白河市   |
|   | 同 年六月二十七日(水)<br>午前九時から正午まで  | 会津若松市 |
|   | 同 年七月六日(金)<br>午前九時から正午まで    | 二本松市  |
|   | 同 年七月二十日(水)<br>午前九時から正午まで   | いわき市  |
|   | 同 年七月二十六日(木)<br>午前九時から正午まで  | 福島市   |
|   | 同 年八月九日(木)<br>午前九時から正午まで    | 郡山市   |
|   | 同 年八月十日(金)<br>午前九時から正午まで    | 同     |
| 石油コンビナート等災害防止法の特<br>定事業所の危険物<br>施設関係(給油取<br>扱所を除く。) | 同 年七月十八日(水)<br>午前九時から正午まで   | いわき市  |
| 一般(前記以外の)   | 同 年六月十四日(木)                 | 富岡町   |

危険物施設

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 南相馬市  |
| 同 年六月十五日(金)        |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 白河市   |
| 同 年六月二十二(月)        |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 会津若松市 |
| 同 年六月二十七日(水)       |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 二本松市  |
| 同 年七月六日(金)         |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | いわき市  |
| 同 年七月十八日(水)        |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 同     |
| 同 年七月十九日(木)        |       |
| 午前九時から正午まで         | 同     |
| 同 年七月十九日(木)        |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 同     |
| 同 年七月二十日(金)        |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 福島市   |
| 同 年七月二十六日(木)       |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 同     |
| 同 年七月二十七日(金)       |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 郡山市   |
| 同 年八月九日(木)         |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 同     |
| 同 年八月十日(金)         |       |
| 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 同     |

(講習会場は、受講票に記載して通知する。)

二 講習科目

1 危険物関係法令に関する事項

- (一) 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項
- (二) 危険物規制の要点

2 危険物の火災予防に関する事項

- (一) 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- (二) 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- (三) 危険物施設における安全管理に関する知識

三 受講対象

甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者で、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

四 受講手続

- 1 受講申請書
  - (一) 所定の受講申請書用紙を使用すること。
  - (二) 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ、福島県地方振興局及び各消防本部(署)で配付する。
- 2 提出先
 

郵便番号九六〇―八〇四三 福島市中町五番二十二号 福島県消防会館二階 社団法人福島県危険物安全協会連合会
- 3 受付期間

| 講習の場所 | 受 | 付 | 期             | 間             |
|-------|---|---|---------------|---------------|
| 富岡町   | 同 | 同 | 平成十九年五月十四日(月) | から同月二十五日(金)まで |
| 南相馬市  | 同 | 同 | 年五月十四日(月)     | から同月二十五日(金)まで |
| 白河市   | 同 | 同 | 年五月十四日(月)     | から同月二十五日(金)まで |
| 会津若松市 | 同 | 同 | 年五月二十八日(月)    | から同年六月八日(金)まで |
| 二本松市  | 同 | 同 | 年六月四日(月)      | から同月十五日(金)まで  |
| いわき市  | 同 | 同 | 年六月十一日(月)     | から同月二十二日(金)まで |
| 福島市   | 同 | 同 | 年六月十八日(月)     | から同月二十九日(金)まで |
| 郡山市   | 同 | 同 | 年七月九日(月)      | から同月二十日(金)まで  |

五 受講手数料

(郵送による場合は、受付期間内の消印があるものは有効とする。)  
四千七百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること(消印はしないこと)。

六 その他

- 1 遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、講習修了の証明をしない。
- 2 納付された受講手数料は、返還しない。
- 3 受講申請書の請求を郵便によってする場合は、郵送料相当額の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封の上、社団法人福島県危険物安全協会連合会に対して行うこと。

(県民安全領域消防保安グループ)

公告第二百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成十九年四月二日付けで伊達市長から次のとおり通知があった。

平成十九年五月十一日

- 一 測量地域 伊達市全域 福島県知事 佐藤雄平
- 二 測量期間 平成十九年三月三十日から平成二十年二月二十八日まで
- 三 作業の種類 公共測量（空中写真撮影）  
（土木総務領域総務予算グループ）

公告第二百六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成十九年五月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 処分をした年月日 平成十九年四月二十六日
- 二 被処分者

- 1 商号 菅野電建工業有限公司
- 2 主たる営業所の所在地 伊達市霊山町掛田字西陣場十八番地の三
- 3 代表者の氏名 菅野 禎二
- 4 許可番号 福島県知事許可（般一七）第一六九二四号

- 三 処分の内容 建設業の営業の停止命令
- 1 停止を命ずる営業の範囲
- 2 建設業の営業の全部
- 3 期間

平成十九年五月十日から同月十六日までの七日間

- 四 処分の原因となった事実

菅野電建工業有限公司及び同社の元代表取締役が、同社の業務に関して、木くず等の産業廃棄物十三・三立方メートル及びトタン板等の廃棄物約一トンを伊達市霊山町掛田字明正寺の山砂採取跡地に投棄した。このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に違反するとして、同社が罰金四百万円、元代表取締役が懲役二年（執行猶予三年）及び罰金八十万円の判決を受け、その刑がそれぞれ確定した。このことは建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。  
（土木総務領域総務予算グループ）

正 誤

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|

○平成十九年三月三十日付け号外第二十七号中

|   |   |    |             |             |
|---|---|----|-------------|-------------|
| 三 | 下 | 一八 | 第七条の二第二項の規定 | 第七条の二第一項の規程 |
|---|---|----|-------------|-------------|

○平成十九年五月一日付け定例第千八百七十一号中

|     |   |     |         |           |         |
|-----|---|-----|---------|-----------|---------|
| 四   | 上 | 後ろか | 教頭      | の職にあつては、第 | 教頭      |
|     | ら | 四   | 五種      |           |         |
| 三四〇 | 下 | 一五  | 午前九時三〇分 |           | 午後九時三〇分 |